

## 新型コロナウイルス感染症に係るおもな支援策一覧

各事業の詳しい内容や最新の状況は各担当課等までお問い合わせください。



給付金など	全市民へ3,000円分の商品券	和歌山市 地域ささえ愛商品券	市独自 事前に登録を受けた市内事業所で使用できる商品券を1人につき3,000円分配布します。 ※詳細は4ページ	和歌山市地域ささえ愛商品券コールセンター ☎ 0120-931-603
	住居を失ったまたはその恐れがある	住居確保給付金	新型コロナの影響等で住居を失った方、または失うおそれが生じている方に、就職に向けた活動を行うことなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給 ●支給上限額/単身3万4,000円/月 ※世帯の人数によって上限額は異なる ●支給期間/原則3か月(条件により最大9か月)	生活支援第2課 ☎ 435-1061
	休業になったが賃金を受けられなかった	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	新型コロナの影響で休業となった中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対して給付金を支給。 ●支給上限額/一日当たり上限:11,000円(休業前の1日当たり平均賃金×80%)	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎ 0120-221-276
貸付	生活が維持できない	生活福祉資金の特例貸付(緊急小口資金)	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、無利子で少額の費用の貸付を行います。 ●貸付上限額/10万円以内(特例の条件にあてはまる場合20万円以内)、●据置期間/1年以内、●返済期限/2年以内	和歌山市社会福祉協議会 ☎ 422-2081
		生活福祉資金の特例貸付[総合支援資金(生活支援費)]	生活再建までの間に必要な生活費用を無利子で貸付。※すでに利用している方も一度相談ください。貸付期間を延長できる場合があります。 ●貸付上限額/(複数世帯)月20万円以内、(単身世帯)月15万円以内 ●貸付期間/原則3月以内 ●据置期間/1年以内 ●返済期限/10年以内	
猶予・減免	税金の納付が厳しい	税の猶予(市・県・国)	令和2年2月以降の任意の期間の収入が前年同月比で20パーセント以上減少するなど、税を納めることが困難な場合、 <b>税の徴収を最大1年間猶予</b> します(無担保・延滞金なし) ※事業者も対象となります。	【市税】納税課 ☎ 435-1038 【県税】和歌山県税事務所 ☎ 441-3408 【国税】大阪国税局猶予相談センター ☎ 0120-527-363
	保険料の支払いが厳しい	各種保険料の減免	新型コロナの影響により収入の減少が見込まれるときなど、条件により、各種 <b>保険料が減額や免除になる場合があります。</b>	【国民健康保険料】 国保年金課☎ 435-1057 【後期高齢者医療保険料】 保険総務課☎ 435-1062 【介護保険料】 介護保険課☎ 435-1334
		国民年金保険料の免除	収入の減少や失業などにより納付が難しい場合や、本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下であるなどの条件に応じて、 <b>保険料の全額または一部が免除</b> される場合があります。	国保年金課☎ 435-1055 和歌山東年金事務所 ☎ 474-1841
水道料金の支払いが厳しい	水道料金・下水道料金の徴収猶予	市独自 令和2年2月以降の任意の期間の収入が前年同月比で20パーセント以上減少するなど、水道料金・下水道の支払いが困難な場合、 <b>支払いを最大1年間猶予</b> します(無担保・延滞金なし) ※事業者も対象となります。	営業課☎ 435-1128 水道料金センター ☎ 435-1298	

子育て	ひとり親世帯の方へ	ひとり親世帯臨時特別給付金	低所得のひとり親世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給 ※詳細は5ページ ●給付金額/【基本給付】1世帯5万円(第2子以降一人につき3万円)、【追加給付】1世帯5万円	こども家庭課 ☎ 435-1219
	乳幼児の集団健診が不安	乳幼児健診の個別健診	3密の場面を避けるため、4か月・10か月健康診査を集団健診から医療機関における <b>個別健診に変更</b> します(令和3年3月末まで)	地域保健課☎ 488-5105
	新型コロナに感染した妊婦の方へ	妊産婦支援事業	新型コロナウイルス感染症に感染した妊産婦に対し、退院後に助産師や保健師等が、不安や孤立感の解消など寄り添ったケア支援を実施します	
	分娩までにPCR検査を受けたい		おおむね分娩前2週間以内の不安を抱える妊婦への <b>新型コロナウイルス検査を実施</b> (希望者のみ)	
教育・学生支援	市立小~中学校の児童生徒へ	GIGAスクール端末の整備	市立小・中学校の児童生徒1人1台のコンピュータ端末を整備し、在宅学習用のモバイルWi-Fi機器を必要なご家庭に貸与します。	教育研究所 ☎ 435-1192
	市外で頑張る学生を応援	ふるさと和歌山市学生応援事業	市独自 新型コロナの影響でアルバイト収入が減少するなど、不安を感じながらも日々頑張っている本市出身で市外在住の学生を応援するため、 <b>和歌山の特産品等を送付</b> します。 ※詳細は4ページ	産業政策課 ☎ 435-1040
	奨学金を受けている学生等へ	「和歌山市奨学金返還助成制度」の期間延長	市独自 日本学生支援機構の奨学金を借りている学生等が、市内の医療、介護・福祉分野の対象企業に専門的職種で就職し、3年間定着した場合に、奨学金の返還を助成する「和歌山市奨学金返還助成制度」の募集期間を延長 ●助成金額/25万円×奨学金借入月数/12(上限72月)	総務課☎ 435-1018
その他	感染や感染疑いで検査や入院が必要だと判断された	PCR検査費用の公費負担	市独自 新型コロナウイルス感染症による感染疑いにより、医師がPCR検査を必要と判断した場合、健康保険適用のPCR検査を受けた自己負担分を、公費で負担します。※初診料等の自己負担分は必要	総務企画課☎ 488-5109
		新型コロナによる入院費を公費負担	市独自 新型コロナウイルス感染症患者の拡散防止のため、入院が必要だと判断された場合の入院費の自己負担分を公費で負担します。	
	チケットを買ったイベントが中止になった	文化芸術等イベントのチケット払戻請求権放棄による寄付金控除	新型コロナの影響で中止等になった、対象の文化芸術・スポーツイベントについて、チケットの払戻を受けない場合、その金額分(20万円まで)を寄付とみなして、寄付金税額控除を受けることができます。	文化庁☎ 03-5253-4111 (控除について) 市民税課☎ 435-1036

※8月17日時点の情報を掲載しています。募集上限に達するなど、状況により受付を終了している場合があります。

### ▶最新情報は各ホームページやSNSでご確認ください

▶新型コロナウイルス関連のホームページ

和歌山市	和歌山県	国(内閣官房)

▶和歌山市公式 SNS アカウント

和歌山市役所	和歌山市役所	和歌山市

給付金・支援金・助成金など	売上が前年同月比50%減少した	持続化給付金	令和2年1～12月のいずれかひと月の売上高が前年同月比で50%以上減少した事業者に対して給付金を支給。●給付額／（個人事業主）最大100万円（法人）最大200万円	持続化給付金事業 コールセンター ☎ 0120-115-570 [IP電話専用回線] 03-6831-0613
		事業継続支援金（県）	「持続化給付金」の給付を受けた事業者に県独自で最大100万円の支援金を支給	県支援本部相談窓口 ☎ 441-3301
	家賃の支払いが厳しい	家賃支援給付金	令和2年5～12月で一定以上の売上減少等の要件を満たす場合、地代・家賃の負担を軽減する給付金を支給。●限度額／（個人）300万円（法人）600万円	家賃支援給付金コールセンター ☎ 0120-653-930
		和歌山県家賃支援金	国の「家賃支援給付金」を受給した県内事業者等に県独自で支援金を支給 ●支給額／国の支給額の4分の1 ●限度額／（個人）75万円（法人）150万円	県支援本部相談窓口 ☎ 441-3301
		市独自 事業者家賃支援金	令和2年5～7月のいずれか1か月の売上が30%以上50%未満減少し、国の「家賃支援給付金」の対象外となる市内事業者に対し20万円を上限に支給（一定の要件を満たせば上乘せ支給あり）	産業政策課 ☎ 435-1040
	休校等による子の世話で仕事を休業した・休業させた	小学校等の臨時休業に対応する保護者支援（委託を受けて個人で仕事をする方）	令和2年2月27日～9月30日に、臨時休業した小学校等に通う子の世話で休業し、仕事が出来なくなった個人事業主等に対する助成金 ●助成金額（定額）／（2月～3月分）4,100円、（4月～9月分）7,500円	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎ 0120-60-3999
		小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（労働者に休暇を取得させた事業者）	令和2年2月27日～9月30日に、臨時休業した小学校等に通う子の世話が必要になった従業員に特別休暇を取得させた事業主に対する助成金 ●助成金額／上限15,000円／日（有給休暇を取得した従業員に支払った賃金相当額×10／10）	
	雇用を維持したい	雇用調整助成金	事業者が一時休業や教育訓練等で労働者の雇用維持を図った場合、休業手当、賃金等の一部を助成。●助成率（中小企業）／5分の4（上限15,000円／日）ただし、解雇しない等の条件を満たす場合は10分の10	和歌山労働局職業対策課 ☎ 488-1161 県相談窓口 ☎ 488-3445
		教育訓練の推進（県）	令和2年4月1日～9月30日に教育訓練を実施した場合、国の雇用調整助成金（教育訓練）の加算額2,400円（中小企業）に県も上乘せ ●助成金額（加算）／3000円（1日、1人）	県労働政策課 ☎ 441-2790
	新しい取組などを支援	事業存続のため、新たな取組を始めたい	市独自 テイクアウト・デリバリー実施の支援	食品のテイクアウト・デリバリーを実施するために必要な経費を補助 ●補助金額／最大10万円（補助率2分の1）
市独自 事業の拡充・転換の支援			事業継続のために行う、既存事業・サービス等の拡充・転換などに要した経費を補助 ●補助金額／最大20万円（補助率2分の1）	商工振興課 ☎ 435-1233
市独自 先払いプレミアム付飲食クーポン事業		飲食店事業者が事業資金調達のために、先払いの飲食クーポンを発行する際のプレミアム分（お得部分）の合計額を補助 ●補助金額／最大10万円		
市独自 お得な宿泊・日帰りプランの前売り販売を支援		お得な宿泊・日帰りプランの前売り販売を支援 ●補助金額／1人1泊あたり上限2,000円（プラン料金の1／2または平時の料金との差額のいずれか少ない額）	観光課 ☎ 435-1234	
感染リスク軽減のための大規模整備等をしたい		和歌山県安心な観光地づくり促進事業	感染リスク軽減に対して大規模な投資を伴う施設の整備等に係る経費の一部を補助 ●補助金額／上限1,000万円（補助率：4分の3（大企業3分の2））	県観光振興課 ☎ 441-2424 県食品・生活衛生課 ☎ 441-2620 県総合交通政策課 ☎ 441-2343

融資・信用保証など	減免	売上が減少して税金を納めるのが難しい	固定資産税及び都市計画税の減免措置	令和2年2月～10月の任意の連続する3か月間の事業収入が、前年同期と比べて30%以上減少している中小事業者等に対して、令和3年度分の償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税を軽減。	資産税課 ☎ 435-1037（償却担当） ☎ 435-1210（家屋担当）
		融資のための信用保証を受けた	●セーフティネット保証4号・5号 ●危機関連保証	経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度 ※利用には市の認定が必要 ●内容／信用保証協会が借入債務を保証 ●保証割合／（4号）100%（5号）80%（危機関連）100%	希望の金融機関 県信用保証協会 ☎ 423-2255（認定申請）商工振興課 ☎ 435-1233
	市独自融資を拡充	市独自 災害復旧支援資金の融資枠の拡充	売上高等が一定以上減少すると見込まれる事業者に対し、市独自の災害復旧支援資金に新たな融資枠を拡充。 ●限度額／8000万円	商工振興課 ☎ 435-1233	
	融資に係る信用保証料を補助	市独自 特定融資制度への信用保証料の補助	令和2年3月2日以降に「セーフティネット資金（保証4号・5号）」「災害復旧資金（拡充枠）」を利用した事業者に対し、信用保証料の1/2（上限30万円）を補助		
	融資を受けたい	中小企業融資制度（和歌山県）	セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた方事業者に対し、3年間無利子・保証料の減免・据置期間最大5年の融資枠 ●限度額／4,000万円 ●融資期間／10年以内	県内の民間金融機関 県商工振興課 ☎ 441-2744	
		新型コロナウイルス対策マル経融資（マル経融資の別枠）	日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度。（貸付当初3年間実質無利子・無担保） ●限度額／1,000万円 ※国の利子補給の対象ではない場合、市による利子補給で貸付当初3年間、実質無利子化	日本政策金融公庫和歌山支店 ☎ 422-3151 和歌山商工会議所 ☎ 422-1111（利子補給について） 商工振興課 ☎ 435-1233	
		日本政策金融公庫、商工中金の融資	【日本政策金融公庫】3年間実質無利子の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」など、資金繰りのための融資があります。 ※農林水産漁業者向けの「農林漁業セーフティネット資金」などの制度もあり 【商工中金】3年間実質無利子の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」など、資金繰りのための融資があります。	【日本政策金融公庫】事業資金相談ダイヤル ☎ 0120-154-505 【商工中金】 ☎ 0120-542-711	
	観光関連の方へ	観光関連事業者緊急融資	セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けた観光関連事業者に対し、1年間無利子・保証料免除の融資を実施。 ●限度額／4,000万円	県内の民間金融機関 県商工振興課 ☎ 441-2744	
	農業従事者へ	新型コロナウイルス感染症緊急対策資金（県）	経営の維持安定が困難となった農業者に対し、農業経営の維持安定に必要な資金を5年間無利子で融資 ●限度額／500万円（運転資金）	県内の農業協同組合 県経営支援課 ☎ 441-2880	
	漁業従事者へ	漁業振興資金	新型コロナの影響による操業停止や魚価低下等により漁業経営に影響を受けている個人や団体等に運転資金を5年間無利子で融資 ●限度額／（個人）1,000万円、（法人）2,000万円 ●融資期間／6年以内（据置2年以内）	なぎさ信用漁業協同組合連合会 和歌山支店 ☎ 432-0761	
その他	コロナ禍でイベントを中止した	寄附金税額控除の特例に係る対象イベントの指定	主催者の申請により、チケット購入者が払戻しをしない場合に受けられる税優遇制度の対象イベントとして指定されます。（一定の要件が必要）	文化庁 ☎ 03-5253-4111	

※8月17日時点の情報を掲載しています。募集上限に達するなど、状況により受付を終了している場合があります。